平成27年4月1日制定 令和3年9月1日一部改正 一般財団法人 大阪国際児童文学振興財団

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備等に係る取扱方針について

1. 目 的

この取扱方針は、一般財団法人 大阪国際児童文学振興財団(以下「財団」という。) における文部科学省等の競争的資金等に係る研究費の適正な運営・管理を図るため、財団の責任体系及び不正防止体制等を定め、適正な研究活動を一層推進し、信頼の確保に資することを目的とする。

3. 最高管理責任者

財団全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は理事長(代表理事)とする。最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

4. 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について財団全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、常務理事(業務執行理事)とする。

5. コンプライアンス推進責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象と したコンプライアンス教育を実施するコンプライアンス推進責任者は、常務理事(業務 執行理事)とする。

6. 経費管理責任者

競争的資金等の事務処理について、実質的な責任と権限を持つ経費管理責任者は、事 務局総務課長とする。

7. 事務処理手続き

競争的資金等の事務処理については、競争的資金等が定める手続きに則り、財団の「事務手続き」に関する規程に従い適正に行うよう、研究者に周知するものとする。

8. 事務処理手続相談窓口

競争的資金等の事務処理手続相談窓口は、事務局総務課とする。

9. 防止計画推進部署

不正防止対応計画の推進を担当する防止計画推進担当は、事務局総務課とする。

10. 不正防止対応計画

不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

11. 研究費の適正な運営・管理

研究費の適正な運営・管理を次のとおり行うものとする。

- (1) 研究費の執行状況管理及び支出管理は、事務局総務課が行うものとする。
- (2) 納品検査等の検収担当を事務局総務課に配置し、納品確認を徹底する。
- (3) 研究者の旅費及び研究補助に係る謝金等の実施確認を徹底する。

12. 不正な取引に関与した業者の処分方針

不正な取引に関与した業者については、大阪府の契約関連規程に準じて取り扱うものとする。

13. 競争的資金等の使用に関するルール等の相談窓口

競争的資金等の使用に関する財団内外からのルール等の相談窓口は、事務局総務課とする。

14. 通報・告発の受付窓口

競争的資金等の不正使用に関する財団内外からの通報・告発の受付窓口は、事務局総 務課とする。

不正使用に関する通報・告発を受けた時は、速やかにその情報を最高管理責任者及び 統括管理責任者に伝達するものとする。

15. モニタリング及び内部監査

競争的資金等の執行に係るモニタリング及び内部監査は財務状況に関する経理監査 及び不正防止のための体制の検証を含むものとし、次のとおり実施する。

- (1)経理監査は事務局長が行うこととし、防止計画推進担当である事務局総務課担当と連携のうえ研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査及び検証を行う。
- (2)経理監査以外の監査は防止計画推進担当である事務局総務課担当が行うこととし、研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて改善を重視したモニタリング及び監査を行う。